

人権教育だより

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校

令和元年 11月29日発行

(第7号)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 (12月10日～16日まで)

北朝鮮による拉致問題は重大な人権侵害です。

「みんなの力で解決しよう！」私たち一人一人の
行動が問題解決の後押しになります。

北朝鮮による拉致問題とは

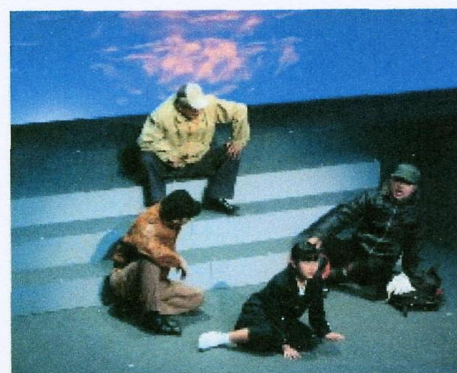
1970年ごろから80年ごろにかけて、北朝鮮
による日本人拉致が多発しました。現在では、17
名の方が日本政府によって拉致被害者として認定さ
れています。政府によって拉致被害者として認定さ
れた方のなかには、千葉県関係者はいません。しかし、北朝鮮に拉致された日本人を救出
するための全国協議会（救う会）によって拉致被害者として認定された方のなかには1名
の千葉県関係者がいます。また、特定失踪者問題調査会（調査会）によって、「北朝鮮に
拉致された疑いを否定できない失踪者」として公表されている方のなかにも千葉県関係者
が含まれています。

このように、拉致問題は、私たちにとっても深い関わりのある、非常に重要な問題です。

拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い―奪還―」の開催

平成31年1月29日（火曜日）、市川市内の
行徳文化ホールI&Iにおいて、政府拉致問題対
策本部・市川市との共催により、以下のとおり拉
致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」の
公演を行いました。

本公演は、国民の皆様が拉致問題への認識を深
め、拉致問題の悲劇を心から理解していただく一
助となるよう企画したものであり、市川市立第七
中学校の一年生を含む約600名に御来場いただ
きました。

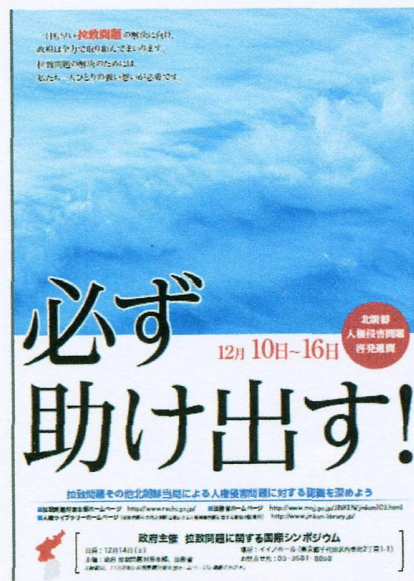


下校途中の横田めぐみさん

拉致問題について、私たちにできること

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する
法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10
日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局に
よる人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題



についての関心と認識を深めていくことが大切です。

(千葉県 HP「北朝鮮による拉致問題」・産経新聞・法務省 HP・政府拉致問題対策本部 HP より)

「人権侵害」について、もう一度考えよう。

「人権」ってなんでしょう？

人権とは、誰もが生まれながらに持っている社会において幸せに生きていくための権利です。しかし、現代でも社会生活の様々な場面で差別や虐待が起きていて、すべての人の人権が守られているとはいえない状況にあります。人間としての誇りを持ち、やさしさと思いやりがあれば、決して起こることのない出来事が社会では起きています。

学校や職場でのいじめやセクハラ、夫婦やパートナー間での暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、児童虐待、高齢者への差別や虐待、障がい者や性的少数者に対する偏見や差別、同和（どうわ）問題、言葉や習慣等の違いによる外国人差別など、これらはすべて人権問題です。

私達が幸せな生活を送るためには、常に人権意識を持って生きることが大切です。子どももおとなも、障がいのある人もない人も、健康な人も病気を抱えている人も、それぞれ自分らしく生きようとするのが、その一歩です。

人権意識とは、自分が何よりかけがいのない尊いものであることに気付き、その大切さを育てることです。そして他の人も、同じ存在であることを認識することです。

人権は誰かが与えてくれるものではありません。私たちひとりひとりがお互いを認め、尊重し合える社会を創っていく努力が必要なのです。

市川市の「人権擁護」の取り組み

市川市は、すべての市民が人権尊重の意識を持ち、互いの人権を尊重し合える社会の実現を目指しています。その実現に向けて、人権意識の高揚と、相談・救済・支援体制の充実のために、事業を実施しています。

人権を尊重するには、知識として学ぶだけではなく、日常の人間関係の中で「自分と他人に対するやさしさと思いやり」を保ち、新たな人権問題が提起された場合にも柔軟に立ち向かい、解決に向けて共に歩もうという姿勢を培うことが大切です。

市川市・相談窓口

心配ごとがありましたら法務局や人権擁護委員、市役所相談窓口にご相談ください。下記の相談窓口は、親子・夫婦・地域・職場などにおける差別・私的制裁・いじめ・体罰などの人権全般の問題について対応しています。相談は無料で、秘密は守られます。一人で悩まず相談してください。

【常設 人権相談】 千葉地方法務局市川支局 電話 0570-003-110
月～金曜日（休日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

【子どもの人権110番】 電話 0120-007-110
月～金曜日（休日を除く）午前8時30分～午後5時15分まで

【女性の人権ホットライン】 電話 0570-070-810
月～金曜日（休日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

※相談窓口など、詳しいことは、市川市のホームページをご覧ください。面接による相談もあります。